

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和3年12月9日(木)

午前10時00分開会, 午前10時41分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

1 議案第61号 土浦市国民健康保険条例の一部改正について

2 議案第65号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)

3 議案第66号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

4 議案第67号 令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)

5 議案第72号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について

(2) その他の協議事項

1 児童館・児童クラブ・こども教室の概要

4 閉 会

出席委員(7名)

委員長 下村 壽郎

副委員長 奥谷 崇

委 員 目黒 英一

委 員 矢口 勝雄

委 員 塚原 圭二

委 員 鈴木 一彦

委 員 福田 一夫

欠席委員(1名)

委 員 田子 優奈

説明のため出席した者(9名)

教育長

入野 浩美

教育部長	望月 亮一
参事	菊地 正和
文化振興課長	中澤 達也
保健福祉部長	塚本 哲生
高齢福祉課長	塚本 浩幸
国保年金課長	元川 宏
こども未来部長	加藤 史子
保育課長	野中 佑起男

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。今現在、欠席されているのは、田子委員であります。よろしくお願いいたします。タブレットは、文教厚生委員会、令和3年、12月9日開催を準備してください。早速、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。議案第61号土浦市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 議案第61号、土浦市国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。議案書は、議案は20ページから21ページになりますが、委員会資料で説明させていただきます。サイドブックスの資料1をお願いいたします。この度の改正は、出産育児一時金に関するものでございます。出産育児一時金は、被保険者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給するもので、2改正の内容にございます表のとおり、現行では、医療機関における産科医療補償制度の加入の有無に応じて、42万円を上限として支給しております。産科医療補償制度につきましては、資料の中ほどに説明文を記載させていただきましたが、分娩に関連して重度脳性麻痺となった新生児とその家族に対して、補償金を支払うことで経済的負担を緩和することなどを目的とする、医療機関が加入する保険制度でございます。1の改正理由でございますが、今般、この産科医療補償制度の見直しが行われ、来年1月より、掛金が、これまでの1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなりました。それに伴い、令和3年8月に健康保険法施行令等が改正され、掛金引下げ分の4,000円については、本人への給付分の引上げに充てることとされたことを受けまして、本条例を改正するものでございます。2の改正の内容につきましては、（1）第6

条関係といたしまして、本条例で規定しております、出産育児一時金の本人への給付分40万4,000円について、産科医療補償制度の掛金の減額分4,000円を充当した金額、40万8,000円に改めるものでございます。また、(2)第8条及び第10条関係といたしまして、引用元の条文の改正等により、本条例中の引用条文の修正を併せて行うものでございます。次ページに、3といたしまして、新旧対照表を記載させていただきましたので、御参照ください。なお、第6条の改正に当たり、金額の千の表記を、横書きの条文に合わせて、漢数字から算用数字に改めております。4の施行日は、令和4年1月1日とし、改正後の規定は、施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、採決をいたします。議案第61号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第61号、土浦市国民健康保険条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第65号、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第2回を議題といたします。タブレットは、本会議、令和3年、第4回定例会、事前配布資料、議案第60号から第73号を準備してください。執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 議案書61ページをお願いいたします。議案第65号、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第2回について説明いたします。この度の補正予算は、歳入歳出それぞれ407万6,000円を減額し、それぞれの総額を142億9,294万7,000円とするものでございます。歳出から説明させていただきますので、67ページをお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費の2節給料から4節共済費につきましては、国保給付係の職員9名分の人件費で、人事異動等に伴う職員構成の変動により、それぞれを減額、増額補正するものでございます。2項、1目徴税総務費の2節給料から4節共済費につきましては、国保賦課係の職員8名分の人件費で、人事異動等に伴う職員構成の変動により、それぞれを減額、増額補正するものでございます。歳入につきましては、1ページお戻りいただきまして、66ページをお願いいたします。7款、1項、1目一般会計繰入金の3節職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費の減額により、当該繰入金を減額補正するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、採決をいたします。議案第65号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第65号、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第2回は、原案どおり決しました。次に、議案第66号、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 議案書71ページをお願いいたします。議案第66号、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について説明いたします。この度の補正予算は、歳入歳出それぞれ2万6,000円を減額し、それぞれの総額を20億7,353万6,000円とするものでございます。歳出から説明させていただきますので、77ページをお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費の2節給料から4節共済費につきましては、職員4名分の人件費で、人事異動に伴う職員構成の変動により、それぞれを減額、増額補正するものでございます。歳入につきましては、76ページをお願いいたします。3款、1項、1目事務費繰入金の1節事務費繰入金につきましては、職員人件費の減額により、当該繰入金を減額補正するものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、採決をいたします。議案第66号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第66号、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回は、原案どおり決しました。議案第67号、令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第3回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**塚本高齢福祉課長** 議案書の81ページをお願いします。議案第67号令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第3回について、御説明いたします。今回の補正予算は歳入歳出予算の総額から、それぞれ795万7,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ121億7,512万4,000円とするものでございます。まず最初に歳出を御説明申し上げ、その後、歳入の説明をさせていただきます。87ページをお願いします。1款、1項、1目一般管理費、2節給料から4節共済費につきましては、介護保険事業を担当する職員の人件費で、人事異動に伴う職員の減に伴う減額でございます。3款、2項、1目一般介護予防事業、3節職員手当等及び4節共済費は、介護予防事業を担当する職員の時間外手当等が、増額になると見込まれるため、それぞれ増額するものです。3款、3項、5目在宅医療・介護連携推進事業費、2節給料と3節職員手当等は、人事異動に伴う増額と減額、4節共済費は、それらに伴い増額となるものです。同じく、6目生活支援体制整備事業費、2節給料と3節職員手当等は、人事異動に伴う減額と増額、4節共済費については、それらに伴い増額となるものです。88ページをお願いします。3款、3項、7目認知症総合支援事業費、2節給料から4節共済費については、人事異動に伴い減額となるのもです。次に、歳入でございます。86ページをお

願います。ただ今御説明申し上げました、人件費に係る歳入につきましては、全て、7款、1項、5目その他一般会計繰入金の1節職員給与費等繰入金が減額となるものでございます。説明は以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

○鈴木委員 今の3つの案件とも、人事異動に伴う補正ということで、毎年出てくる話なのですけれども、私の理解が正しいか確認したくて質問するのですが、通常人事の時期というのは3月ですよ。予算組みはその前から始まっていて、要は異動が決定する前に、ある程度もくろみで、この人が動くからというので予算を立てておいて、実際に4月の人事異動になって、人間がどこに行くのか確定するに伴って給料が確定するわけですよ。その実際と組んだ予算の差の補正というのが、大体毎年今の時期にあるという理解でよろしいですか。塚本部長の方がいいな。

○塚本保健福祉部長 鈴木委員のおっしゃるとおりでして、まず、予算化する段階では、人事異動はほぼほぼ全く、10月の段階では読めませんので、結果的には今ぐらいの時期の予算化でいきます。4月の段階で予算化したものと合わせると、当然かなりの差がございます。それを翌年の3月の時点でやるのではなくて、今の10月の時点で1回大きな補正の直しを入れさせていただく。それで、3月に微調整をするというかたちで、この12月の時点で1回補正をやらさせていただいてというところでございます。おっしゃるとおりです。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、採決に移ります。議案第67号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号、令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第3回は、原案どおり決しました。次に、議案第72号、土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○中澤文化振興課長 議案書の114ページをお願いいたします。議案第72号、土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について御説明いたします。令和4年度からの市民会館の指定管理者の候補者につきましては、教育委員会定例会会議において、土浦市産業文化事業団を選定したところでございますが、地方自治法244条の2、第6項の規定により、指定管理者の指定については議会の議決を経なければならないことから、議会の議決を求めるものです。指定管理者は、一般財団法人土浦市産業文化事業団でして、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となります。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第72号は、原案どおり決

することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第72号、土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。(2)として、その他の協議事項に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和3年、12月9日開催をお願いいたします。児童館・児童クラブ・子ども教室の概要を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**野中保育課長** それでは、サイドブックス資料2をお願いいたします。先日の事前委員会では、児童館について、御説明させていただきましたが、今回は、児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の概要について説明させていただきます。まず、児童館ですが、所管省庁は厚生労働省で、根拠法令は児童福祉法第40条に定められています。次に、児童クラブは、所管省庁は児童館と同じ厚生労働省で、根拠法令は児童福祉法第6条の3、第2項に定められています。次に、子ども教室は、所管省庁は文部科学省で、根拠法令はありません。内容につきましては、児童館は地域における遊び及び生活援助と子育て支援を行い、子供の心身を育成し情操を豊かにすることを目的とする施設で、いつでも自由に訪れ、子供の居場所を提供する遊びの場になります。児童クラブは、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、放課後等に、学校の余裕教室等を利用し、預かり見守る生活の場で、利用の際に事前登録が必要になります。子ども教室は、全ての子供を対象とし、放課後や週末等に、コーディネーターや地域のボランティアの参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等を行う学びの場で、利用の際に事前登録が必要になります。対象者は、児童館は、18歳未満の全ての子供で、主に未就学児とその保護者、小中学生になります。児童クラブは、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生で、定員を上回る場合は低学年を優先します。子ども教室は、小学生になります。実施場所は、児童館は児童館施設内、児童クラブは小学校の余裕教室及び専用棟、子ども教室は校庭、体育館等になります。開設時間は、児童館は月から土曜日の8時30分から17時まで。児童クラブは、平日は授業終了後から18時30分まで、第1土曜日、学校休業日は8時から18時30分までになります。学校休業日の中で、夏休みなどの長期休業について、利用者のアンケート調査を実施し、もっと早く預かってほしいとの要望が多くあったことから、冬休みに試験的に7時30分から預かる予定です。子ども教室は、授業終了後から17時までですが、こちらは実施主体が決定します。国の考えについては、児童館は、地域の児童福祉活動の拠点として、子どもが置かれている環境や状況に関わりなく誰でも利用できる施設として位置付けています。児童クラブと子ども教室は、2019年度から新・子育て総合プラン、こちらの名称の方ですが、新・放課後子ども総合プランの方が正しいものです。申し訳ございません。これに基づき、すべての小学校区において、児童クラブと子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目標とし、総合的な放課後対策を推進するとしています。予算は、記載のとおりです。児童クラブと子ども教室は、国が3分の1、県が3分の1の補助がございます。配置職員は、児童館は館長と児童厚生員。児童クラブは主任、放課後児童支援

員、補助員、こちらは、すべて会計年度任用職員になります。子ども教室は、コーディネーターと教育活動サポーターになります。施設数は、児童館は3館、児童クラブは16校で44教室、子ども教室は15校になります。運営形態は、児童館は全て市直営、児童クラブは市直営が8校、委託8校でございます。子ども教室は全て委託になっております。登録児童数は、児童館は登録なしで、利用実績は記載のとおりです。児童クラブと子ども教室の登録児童数は、記載のとおりです。利用料は、児童館は無料。児童クラブは、育成料として、月額3,000円と児童傷害保険料として500円をいただいています。ただし、育成料は、条件により免除や減額があります。子ども教室は、児童傷害保険料の500円のみかかります。最後に課題としまして、児童館では、年々利用人数が減少し、利用者が低年齢化している。施設の老朽化のため、建物や遊具等の修繕料が増加している。新治児童館の利用人数の減少が顕著であるなどがあります。児童クラブでは、年々利用者が増加しているが、令和2年度はコロナウイルスの影響で微減している。地域により、待機児童が出ており、待機児童を解消するため、施設の拡張等を進めているが、場所や財源の確保が難しい。施設の老朽化により、修繕料が増加している。支援員の確保が困難な状況にあるなどがあります。子ども教室では、年々利用者が増加しているが、令和2年度はコロナウイルスの影響で微減している。今年度は、コロナウイルスの影響で、児童の待機場所が借用出来ず、下高津小学校のみ、実施していないなどがあります。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。御質問等ありますか。

○**目黒委員** 放課後児童クラブで待機児童が出ている学校と、大体どの位待機されている児童さんがいらっしゃるのか分かる範囲で教えていただければと思います。

○**野中保育課長** 令和3年4月時点で待機児童が出ていた学校なのですが、6校ございまして、土浦小学校、土浦第二小学校、都和小学校、荒川沖小学校、上大津東小学校、神立小学校の6校でございます。当初4月なのですが、総数で62名の待機児童が発生してございました。

○**目黒委員** 内訳は分からないですか。

○**野中保育課長** 土浦小学校なのですが、こちら11名です。そのうち、高学年の5年生なのですが、そちらが10名。続きまして、土浦第二小学校なのですが、こちらは13名。次に、都和小学校。都和小学校が9名でございます。荒川沖小学校、こちらが11名。上大津東小学校、こちらは7名。最後になりますが、神立小学校は11名でございます。

○**目黒委員** ありがとうございます。原因というのは、やっぱり施設が狭いとか指導員が少ないとかどちらかの理由かと思うのですが、解決とか今、図られていますか。

○**野中保育課長** 当初、4月の待機児童なのですが、高学年が大半を占めておりまして、それで実際夏休みが過ぎますと人数の方が、今現在8名になっていまして、大体夏休み明けになると高学年とかは、習い事とかスポーツ少年団とかで、大分人数が調整されるようなかたちなので。ただ、確かに施設が足りなくて、当初預かれない待機児童が発生しているのは事実でございます。

○矢口委員 まず、非常に分かりやすい資料を作っていただいて、本当にありがとうございます。これで、そもそもの疑問であった違いが良く理解できました。本当にありがとうございます。質問なのですが、今の待機児童のお話で、待機をしている入りたくても入れない方の順位付けというのは、明確な基準というものはあるのでしょうか。

○野中保育課長 うちの方で児童クラブに入る時に、親の就労証明とかもいただいておりまして、そちらの方でどうしてもこの子は預からなくてはならないとか、そういう順位付けの方は担当課の方で行っております。

○矢口委員 分かりました。この3つの施設の中で、放課後児童クラブが一番受け入れする条件が明確にされていると思うのですが、逆に言うところの条件に当てはまらない方が結構いらっしゃる可能性もあるのかなという気がするのですがけれども、そこら辺は非常に判断が難しいところだと思うので、大変でしょうがよろしく願いいたします。以上です。

○鈴木委員 こども教室の下高津のみ待機場所の確保ができないで、実施していないということなのですが、例えば学年別にやるとかそういう工夫というのは、実施できないとなる前にそういう工夫はなかったのかなというのが。

○野中保育課長 下高津小学校は、昨年度までは実施しております、その時に子供の待機場所の方が2教室ございました。ただ、下高津小学校の方で特別支援学級の方が増えた関係もありまして、その待機場所が確保することがなかなか難しく、1教室は待機場所として使っていないという事だったのですが、ただ、今はコロナの関係がありまして、狭い1教室の方に沢山子供とかを待機させるのは、やはり問題があるんじゃないのかということをお話から指摘がありまして。うちの方でも、やはり学年別とか人数とかを調整して実施することも提案したのですが、学校との同意を得られませんでした、今回は見送りということになってございます。

○鈴木委員 全校配備している中で、今の事情があって仕方がない部分はあるとは思いますが、教育長の方で、私からの要望になるのだけれど、せっかく全校配備しているのだから、できる限りの協力を学校の方にも要請していただきたいと考えているのですが、教育長の見解は。

○入野教育長 ただ今、こども未来部から、そして委員からお話があったとおり、事前にこの話は報告を受けておりました。学校の事情も分かるのですが、その辺のところはお話のとおりしっかりと調整をして、不都合が生じないように、可能な限り対応するように今後進めていくようなそういう認識でおります。お預かりいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。もう1点、児童館の方で新治が大分減っているということで、再編計画とかそういった動きは、児童館に対して将来的な方向付けみたいな検討は始まっているかどうか。その辺をお尋ねします。

○野中保育課長 今、第九次総合計画の方が作られておりますので、そちらの方が市の1番の上位計画となりますが、個別計画としましてつちうらこどもプランの方の子ども子育て支援実施計画がありますので、そちらの方で検討してまいりたいと考えてございます。

○**下村委員長** 私の方から1ついいですか。良く理解できないのが、先ほど鈴木委員からもお話があったのですが、この児童館は別にして、放課後児童クラブと放課後子ども教室という2つがありますけれども、実際に放課後児童クラブというのは、何か施設を作っていますよね。どっちが作っているのだけ。

(「児童クラブ」の声あり)

○**下村委員長** 児童クラブですよね、学校の敷地の中に。それで、放課後子ども教室というのは、学校の教室を使っている。厚生労働省と文科省の違いなんだろうけど、何か不思議な話で、これは私の思いですけど、どうして学校の空き教室が使えないのかなという単純な、一般的に考えていることをお聞きしたいのですけれども、どちらの部長さんに、教育長なのかな、どちらからお話を伺ったらいいのだろう。

○**加藤こども未来部長** まず、放課後児童クラブと放課後子ども教室の歴史をお伝えしますと、先ほども言いましたように放課後子ども総合プランの中で、小1の壁と言って保育所の待機児童を解消しようとして、どんどんどんどん保育所を増やしていったら、学校に上がる時に預かる場所がなくなっちゃったという問題が出てきちゃって、それで学校に上がっても預かる場所を作りましょう、それは身近な学校のところの敷地内が一番安全でしょうということで、放課後児童クラブを全国的に増やしていったという経緯があります。昭和の時代から児童館というのも、要するに子供たちを放課後預かる場所として、放課後児童クラブ的な役割を果たしていた部分もあるので、つくば市さんは前回もお話したように、児童館の中に児童クラブを設けていたりしているのです。ただ、土浦は、学校の敷地の近く、あとは学校の空き教室を使って増やしていったという経緯があります。預かり場所を作ったのだけれども、預かっているだけでは子供の情操教育が養えないということで、やっぱり学校の学習の場というところも、地域の子供の情操教育、育成を支えるために地域の人の知恵を借りて、いろんな習い事、あと地域づくりもしていきたいと思いますということで、放課後子ども教室というのを作って地域のボランティアさんを活用しながら、子供の居場所作りも使いましょう。それは、日中の子育て世帯、共働き世帯ではなく、全員の子供を対象にしましょうというような流れでできたものでございます。要するに、子供の安全対策ということと、放課後に居場所がなくてうろろしちゃうって、悪いことをしちゃったりしないようにするために、そういう教室を作ってやっていきたいと思いますという二段構えでできた、なので、学校の指導、学習の場という意味で文科省がそこを作った。なんですけれども、2014年に放課後こども総合プランの中で、厚生労働省の居場所も文科省の学習の場所も一体的に、全国的にやっていきたいと思いますというのを2014年から国が始めて、今うちも一体的にやっているという背景があるので、ちょっとその目的から空き教室というわけではないのですが、学校の敷地を使うのと別な所に建物を立てるとかという話になっているという状況なのですが、御理解いただけるのでしょうか。大丈夫でしょうか。

○**下村委員長** ありがとうございます。良く分かりました。ただ、わざわざ、一般的に空き教室が増えてきたらもったいない、新しく児童クラブの方の施設をどんどん増やしていくというのは、もったいないのかなというようなことも考えられるし。あと、もう

1つは先生方が大変なのかな、教室が一緒になってしまうと。そこら辺は良く分からないので、連携していただければありがたいというふうに感じますけれども、今後の課題ですね。土浦市がいろいろな意味で、よその地区から先生が来られる時に、土浦市って行ってみたい市だなと、そこで学校教育を先生としてやってみたいなと思えるようなところも1つあっていいのかなと思います。子供たちの事も考えれば。だから、少し改善できればいいなと思います。私の意見ですね。すいませんでした。ほかにありますか。なければ、以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしましたので、文教厚生委員会を閉会します。